

基本推計結果

実質経済成長率 1.5%、実質利子率 5.0%と仮定し、2000 年時点を基準とする世代会計の推計を行った。

その結果、(表 1) に示されているように、現行政策を前提とすると、2000 年時点におけるゼロ歳世代の生涯純負担額は約 552 万円で、将来世代の生涯純負担額は約 3,623 万円となり、世代間不均衡の大きさは 555.8%となることが明らかとなった。これは将来世代が現在世代（ゼロ歳世代）の 6.5 倍以上の生涯純負担を負うということを意味している。

(表 1) 世代会計の基本推計結果

推計時点(2000年)における年齢	
0	5524.2
5	8717.1
10	12928.3
15	17751.2
20	23646.3
25	26615.4
30	23576.4
35	19698.3
40	14387.2
45	7412.2
50	-1490.6
55	-12118.3
60	-23382.4
65	-28013.6
70	-27418.5
75	-23621.5
80	-19123.1
85	-13793.8
90	-7480.0
将来世代	36226.1
世代間不均衡(%)	555.8%

(注) 実質経済成長率 : 1.5%、実質利子率 : 5.0%。単位 : 千円。

なお、ここで推計された世代会計は、いわゆる forward-looking approach をとり、推計時点よりも過去の時点に行われたやり取り（受益や負担）については考慮していない。すなわち、一生涯を通じたすべてのやり取り（受益の享受と負担）が対象とされているのは、推計時点におけるゼロ歳世代とこれから生まれてくる将来世代のみということになる。

したがって、(表 1)において直接に比較可能なのは、ゼロ歳世代と将来世代との間のみであるという点には注意が必要である。

世代間均衡回復シミュレーション

続いて、世代間不均衡を解消し、世代間均衡を回復させるための政策シミュレーションを行った。

ここで検討したのは（1）すべての税・社会保険料等、負担の即時引き上げ、（2）すべての社会保障、政府移転等、受益の即時引き下げ、の2つである。

その結果、（1）すべての税・社会保険料等、負担の引き上げによる場合には、現行水準に比べて、割引現在価値で52.5%分に相当する即時引き上げが必要であり、（2）すべての社会保障、政府移転等、受益の引き下げによる場合には、現行水準に比べて、割引現在価値で63.4%分に相当する即時引き下げが必要であるとの結果が得られた。

（表2）世代間均衡回復シミュレーション

(1)	すべての税・社会保険料等、負担の 引き上げによる場合	52.2%の引き上げ
(2)	すべての社会保障、政府移転等、受 益の引き下げによる場合	63.4%の引き下げ

ここから、負担の増加、受益の引き下げ、いずれの方法でも世代間均衡を回復させることは可能であるが、それにはかなり大きな負担が必要となることがわかる。

IV. 公的部門による社会保障の所得再分配（所得移転）機能

前節で示された世代会計による推計結果は、わが国の今後の人口構成の変化（少子高齢化、人口減少）のもとでは、現行政策を前提とする限り、大きな潜在的政府債務を抱えており、その結果として、大きな世代間不均衡が生じるということを示している。

また、これは今後の人団構成の変化を前提とすると、公的部門のみによる社会保障サービスの提供を継続することが困難であり、家計や民間非営利団体（NPO）、あるいは第3セクター等も含む、多様な非公的部門による社会保障・福祉サービスの提供へとシフトせざるをえないであろうということをも示唆している。

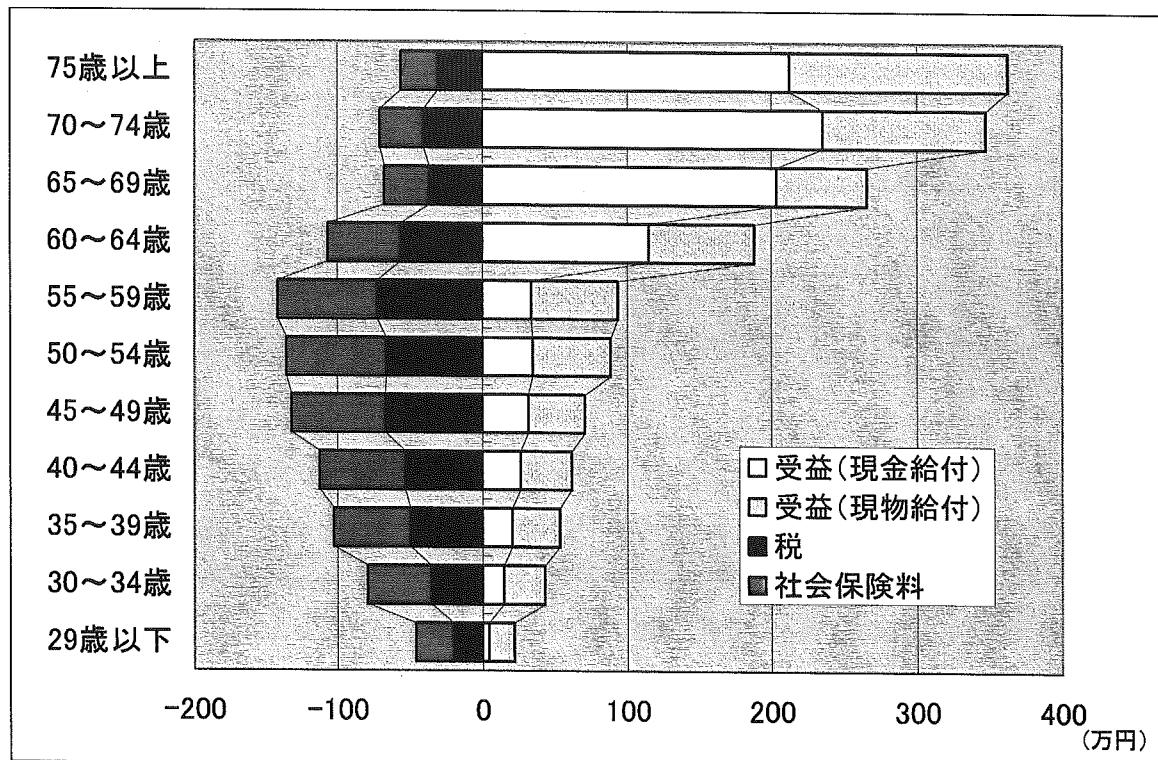
これまで主として公的部門によって提供してきた社会保障・福祉サービスは、公的年金に代表されるように、世代間の所得再分配（所得移転）効果を伴ってきた。これは医療や介護についても、そのサービスの主要な提供対象（サービス享受世代）が高齢（退職）世代であり、一方、その負担の多くは現役世代が担っていることから同様である。

厚生労働省が「社会保障制度及び税による所得再分配調査の実態を明らかにして、厚生労働行政の企画立案のための基礎資料を得ることを目的として」（厚生労働省[2002]）、3年ごとに実施している『所得再分配調査』がある。

この調査は、税については直接税のみが調査対象となっているものの、年金、医療等

の社会保障給付について、医療および介護に関して、現物給付の給付額も調査対象とされている点に特徴がある。

(図1)は、年齢階級別の1世帯あたりの社会保障の給付(受益)と負担を示したものである。



(図1) 1世帯あたりの社会保障の給付(受益)と負担

(資料) 厚生労働省『平成14年 所得再分配調査』

これによれば、まず税・社会保険料の負担状況について、世帯主の年齢階級別にみると、税、社会保険料とともに年齢とともに増加し、税は45～49歳、社会保険料は50～54歳および55～59歳がピークとなっている。税、社会保険料をあわせた負担の合計では55～59歳がピークとなっている。

これは50歳代くらいまでは年齢とともに所得水準が上昇し、それに伴い税、社会保険料の負担も増加するが、60歳を超えると、一般的には(たとえば退職等によって)所得水準が低下することに加え、公的年金に係る負担がなくなることが原因である。

次に給付(受益)の状況について、世帯主の年齢階級別にみると、「60歳」という年齢を境として大きな違いがみられることがわかる。

すなわち、給付の合計(現金給付+現物給付)でみると、年齢に関わらず社会保障からの給付(受益)を享受しているが、その額は60歳未満ではそれほど大きくない。しかし、60歳を超えると著しく増大する。

また、給付(受益)の内容にも大きな違いがみられる。すなわち、60歳未満では給付

に占める現物給付の割合の方が現金給付に比べて大きくなっているが、これが 60 歳以上では逆転し、現金給付の方が大きくなる。これは 60 歳未満では主として医療などの現物給付を享受しているのに対して、60 歳以上では年金・恩給等の現金給付が中心となるためである。なお、60 歳以上では年金・恩給等の現金給付が中心となるとはいえ、現物給付のうち、とくに医療については年齢とともに増加している（介護のピークは 60 ~64 歳）。

(表 3) 年齢階級別所得再分配状況

世帯主の年齢階級	当初所得(A)	再分配所得(B)	再分配係数(=(B-A)/A)
29歳以下	336.6	312.1	-7.3
30~34歳	511.3	475.3	-7.1
35~39歳	609.3	560.2	-8.0
40~44歳	654.3	603.1	-7.8
45~49歳	737.2	675.7	-8.4
50~54歳	765.2	718.0	-6.2
55~59歳	745.5	697.1	-6.5
60~64歳	511.0	592.7	16.0
65~69歳	304.2	502.6	65.3
70~74歳	281.3	558.4	98.5
75歳以上	217.2	524.0	141.2

(注) 単位：万円、%。

(資料) 厚生労働省『平成 14 年 所得再分配調査』

このような受益・負担関係の結果、世帯主の年齢階級別に所得再分配の状況をみると（表 3）、当初所得では、もっとも高いのは 50~54 歳の 765.2 万円で、これに 55~59 歳（745.5 万円）、45~49 歳（737.2 万円）が続き、もっとも低いのは 75 歳以上の 217.2 万円となっているのに対して、再分配所得では所得水準の高い順に 50~54 歳（718.0 万円）、55~59 歳（697.1 万円）、45~49 歳（675.7 万円）となっており、もっとも低いのは 29 歳以下の 312.1 万円である。当初所得においてもっとも低かった 75 歳以上の再分配所得は 524.0 万円となっている。

ここで再分配係数（=(再分配所得-当初所得)/当初所得）をみると、60 歳未満ではマイナス、60 歳以上でプラスの値となっており、60 歳未満世代から 60 歳以上世代への所得移転の様子がうかがえる。とりわけ 75 歳以上では再分配係数の値が 141.1% と非常に大きなものとなっている。

V. 生涯純負担額の変化

社会保障・福祉サービス提供主体の非公的部門へのシフトによる影響を考えるにあたっては、前節で述べたような公的な社会保障がもつ所得再分配（所得移転）機能がどう

なるのかという点に加えて、自己負担に代表される私的負担がどうなるのかという点についても考慮しなければならない。

それは公的に提供される社会保障・福祉サービスと私的に提供される社会保障・福祉サービスとの間に「代替関係」があるとすれば、一般に公的負担と私的負担との間に一方が減少すれば他方が増加するという関係がみられることになるからである。

たとえば、公的に提供される年金・医療サービスが削減されたからといって、これによってサービスが不必要になるわけではなく、削減されたサービスのうち少なくとも一部、あるいは大部分を私的に提供されるサービスを享受することによって代替することが必要となる。

このときサービスの享受にあたり、それに伴う費用（コスト）負担がどの程度になるかは、私的服务提供主体の費用関数と、その費用負担のあり方（たとえば、受益者負担なのか否か）等に依存することになるが、いずれにしても、公的な社会保障・福祉サービスの縮小は受益・負担関係に影響を及ぼし、追加的負担を生じさせることが予想されよう。

しかしながら、世代会計では公的部門のみを取り扱うため、たとえば公的負担から私的負担へと負担のシフトが行われた場合、それを適切に反映することはできない。この点については今後、改良・拡張を行う必要がある。

そこで以下では、（残存）生涯純負担額の変化（率）をみるとことを通じて、公的部門から非公的部門へのシフトに伴う受益・負担関係に与える影響について若干の検討を行うことで、これに代えたい。

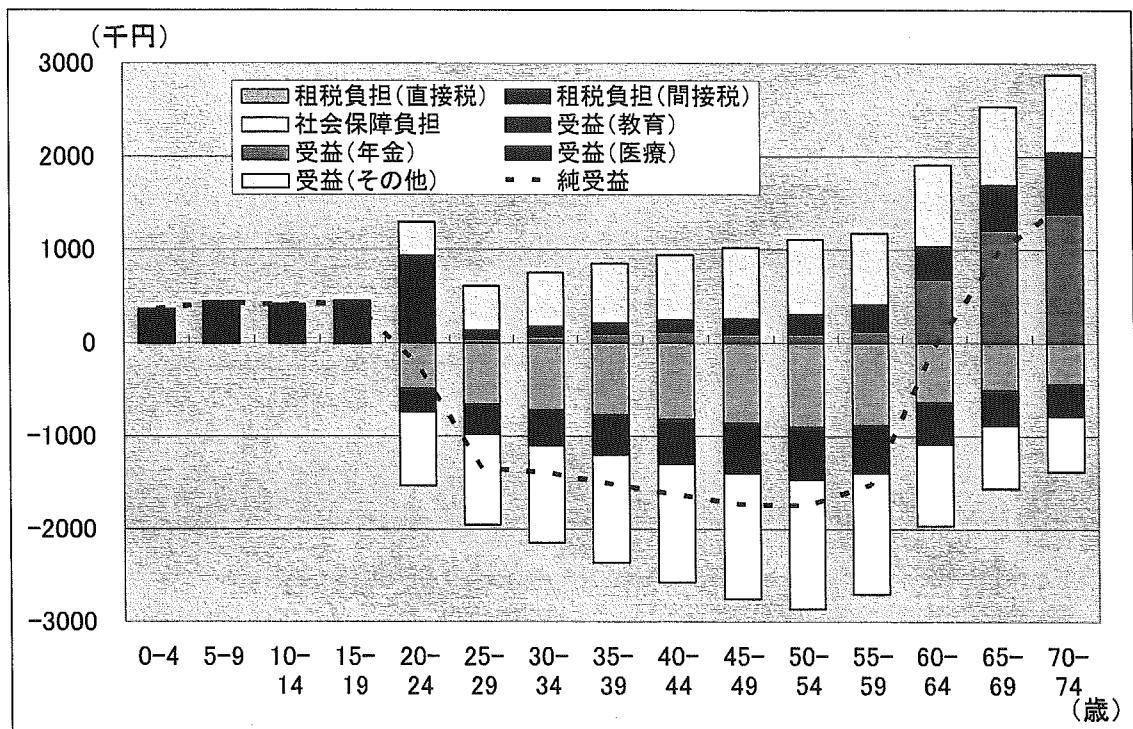
2000 年単年の年齢階級別受益・負担状況

（残存）生涯純負担額の変化をみる前に、まず 2000 年単年の年齢階級別受益・負担状況についてみておこう（図 2、図 3）。

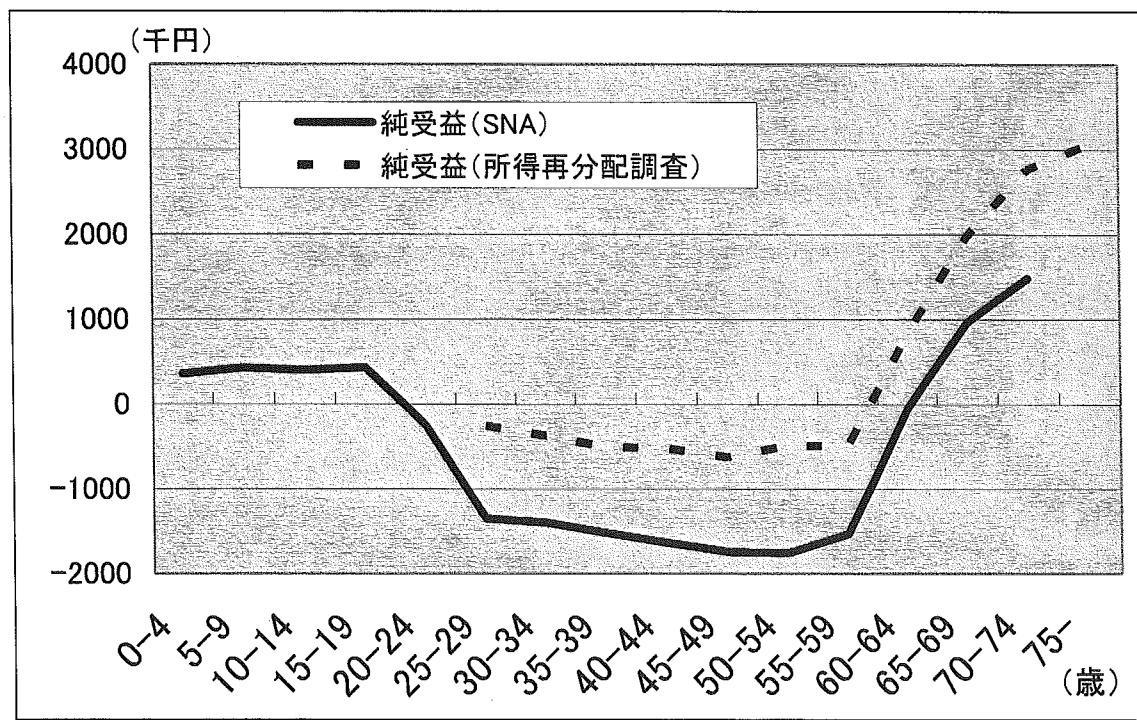
この（図 2）は今回世代会計を作成するにあたり使用したデータであり、『国民経済計算』（SNA）の一般政府勘定のデータにもとづいて『全国消費実態調査』や『家計調査』等から得た年齢階級別のデータを用いて、年齢階級別に配分したものである。

前出の『所得再分配調査』と異なる点は、まず負担面として直接税のみならず、消費税に代表される付加価値税（間接税）や輸入関税等も含んでいることがあげられる（もっとも 93SNA では現実に転嫁の有無を決定することは非常に困難であることから直接税、間接税という用語は使用されていない）。そして受益面として年金・医療・介護以外のあらゆる政府の移転支出（たとえば教育）を含んでいることである。

また、（図 3）は、純受益（受益一負担）について、『国民経済計算』（SNA）にもとづく推計結果と『所得再分配調査』にもとづく推計結果とを比べたものである。



(図2) 年齢階級別受益・負担状況（単年）



(図3) 年齢階級別純受益額の比較

『所得再分配調査』については29歳以下から75歳以上、『国民経済計算』の方では0-4歳から70-74歳と利用できるデータの区分に違いがあるが、単年でみた年齢階級別の純受益額の傾向に大きな違いはない。すなわち、20歳以降、年齢が増すにつれて純受益のマイナス（受益<負担；つまり純負担）が大きくなり50歳代でピークとなり、それ以降、今度は純受益がプラス（受益>負担）となる。

これらの2つのデータによる大きな違いとしては、純受益額がいずれの年齢階級についても『国民経済計算』にもとづく推計結果の方が大きくなっていることがあげられるが、これは前述の通り、『国民経済計算』の方が『所得再分配調査』で対象とされているものよりも広範な受益・負担項目を含んでいるためである。

なお、『所得再分配調査』にもとづく推計結果に比べて『国民経済計算』にもとづく推計結果の方が純受益額が大きくなっているということは、政府部門全体でみた場合、より大きな年齢間の所得再分配（所得移転）が行われているということを意味している。

受益・負担額の変化（率）

本稿における世代会計による分析では、世代間均衡を回復させるためには「すべての社会保障、政府移転等、受益の引き下げによる場合、現行水準に比べて、割引現在価値で63.4%分に相当する即時引き下げが必要である」という結果が得られた。

これは、年金、医療はもちろんのこと、その他の政府から行われるあらゆる移転支出の63.4%を削減し、現行と比べて36.6%の水準にするということを意味している。

しかしながら、政府移転の削減は、それを享受する側にとって、政府移転が削減されたからといって、その移転が不要になるわけではなく、削減された分のうち、少なくとも一部、あるいは大部分を私的（非公的）なもので代替することになる。

このとき追加的費用がどれくらいになるかは、費用負担のあり方や費用関数の形状に依存することになるが、仮に受益に応じて負担がなされるとするならば、少なくとも元々政府移転を多く受けていた者に追加的負担が生じることになると考えられよう。

そこで次に、政府移転の削減によって、生涯純負担がどのような影響を受けるのか、世代別にみてみよう。

ここでは前項のように、ある一時点（単年）についてではなく、「（残存）生涯」における純負担についてみる。それは主として社会保障を通じた受益と負担の関係は、どのライフステージにいるか、すなわち年齢によって大きく異なるためである。

つまり、『所得再分配調査』や前項でみた「年齢階級別受益・負担状況（単年）」からも明らかのように、たとえば若年期には保育サービスや教育サービス等の受益を享受する一方、それに対する負担はほとんどなされていない。これが年齢を重ね、勤労期になると教育サービス等の受益がほとんどなくなる一方で、税や社会保険料等の負担が著しく増大する。そして、老年期（退職後）になると、税や社会保険料等の負担が著しく減少する一方、年金や医療、介護等の受益が大きく増大する。

したがって、ある一時点における受益・負担関係（あるいは、その変化）についての

みみたのでは必ずしも適切ではないということになる。それは、たとえば勤労期におけるある一時点の受益・負担関係にもとづいて議論をしても、その個人はいずれ年齢が上がり老年期になれば今度は大幅な受益超過となるのである。それゆえ、一生涯（ライフサイクル）を通じた受益・負担関係の把握が必要ということになる。

かなり強引な方法ではあるが、ここでは将来世代も含めた、全世代がそれぞれのライフステージ（年齢階級）上で享受する「年金」、「医療」による受益を一律に20%削減した場合の世代勘定の変化を推計するとともに、世代間不均衡の大きさについても推計を行った。

ここで20%削減の影響について検討するのは、厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し」（2004年5月推計）を受けて、2004年10月6日の財務省の財政制度等審議会において2025年度に潜在的国民負担率を50%以下にするためには年金や介護等の社会保障給付を2割削減する必要があるとの試算が示されたことによる。

いま年金、医療に関する社会保障支出を一律に20%削減した場合の影響についてみる。その結果、「年金・医療の一率20%削減」によってゼロ歳世代の純支払い額は33.6%増加するが、他方、将来世代の純支払額は13.2%減少する。ただし、この場合、世代間不均衡が解消されることではなく、依然として大きな世代間不均衡が残る（326.2%）。

（表4）年金・医療の一率20%削減に伴う世代別（残存）生涯純負担の変化

推計時点（2000年）における年齢	Base line	20% cut	変化額	変化率
0	5524.2	7380.1	1856.0	33.6%
5	8717.1	10704.8	1987.8	22.8%
10	12928.3	15159.5	2231.2	17.3%
15	17751.2	20305.0	2553.7	14.4%
20	23646.3	26591.9	2945.7	12.5%
25	26615.4	29992.9	3377.5	12.7%
30	23576.4	27419.5	3843.1	16.3%
35	19698.3	24044.4	4346.1	22.1%
40	14387.2	19285.5	4898.3	34.0%
45	7412.2	12923.9	5511.7	74.4%
50	-1490.6	4732.8	6223.4	417.5%
55	-12118.3	-5107.3	7011.0	57.9%
60	-23382.4	-15565.7	7816.8	33.4%
65	-28013.6	-19981.6	8032.0	28.7%
70	-27418.5	-19909.9	7508.6	27.4%
75	-23621.5	-17152.7	6468.8	27.4%
80	-19123.1	-13886.2	5236.9	27.4%
85	-13793.8	-10016.3	3777.5	27.4%
90	-7480.0	-5431.6	2048.4	27.4%
将来世代	36226.1	31453.2	-4772.8	-13.2%
世代間不均衡（%）	555.8%	326.2%		

（注）実質経済成長率：1.5%、実質利子率：5.0%。単位：千円。

(残存) 生涯純負担額の変化という意味では、この「年金・医療の一率 20%削減」によって、もっとも大きな影響を受けるのは 50 歳世代であり、削減前の約 149 万円の純受益（純受取り）から、一率 20%削減によって約 473 万円の純負担（純支払い）へと大きく悪化している。これは比較的大きな負担（税・社会保障負担）がまだ残っている一方、社会保障によるもっとも大きな受益の時期に入るときに一率 25%という影響をもろに受けてしまうためである。当然のことながら、50 歳以上の世代では純受益額（純受取り額）は、この「一率 20%削減」によって大きく減少する。

また、全般的に社会保障による大きな受益の時期が比較的近い（あるいは受益の時期に入った）世代が大きな影響を受けていることがわかる。他方、若年世代への影響は比較的小さい。これらの理由としては、この値は割引現在価値であらわしたものなので、社会保障による大きな受益の時期が遠ければ遠いほど、大きく割り引かれ、その影響が小さくなるためと考えられる。

すでに述べたように、公的に提供される年金・医療サービスが削減されたからといって、これによってサービスが不必要になるわけではなく、削減されたサービスのうち少なくとも一部、あるいは大部分を私的に提供されるサービスを享受することによって代替することになる。

このときサービスの享受にあたり、それに伴う費用（コスト）負担がどの程度になるかは、私的服务提供主体の費用関数と、その費用負担のあり方（たとえば、受益者負担なのか否か）等に依存することになるが、いずれにしても、公的な社会保障・福祉サービスの縮小は受益・負担関係に影響を及ぼし、追加的負担を生じさせることが予想される。

なお「年金・医療の一率 20%削減」のもとで世代間均衡を回復させるために必要な政策変更の大きさについても推計を行ったところ、(1) すべての税・社会保険料等、負担の引き上げによる場合には、現行水準に比べて、割引現在価値で 40.9% 分に相当する即時引き上げが必要であり、(2) すべての社会保障、政府移転等、受益の引き下げによる場合には、現行水準に比べて、割引現在価値で 53.6% 分に相当する即時引き下げが必要であるとの結果が得られた。

これは一率 20%削減した上でさらなる負担の増加ないし受益の削減であるから、その影響は非常に大きいと考えられるが、これによる将来世代の純負担額は約 2,012 万円となり、本稿における基本推計のもとで世代間均衡回復の際の将来世代の純負担額、約 2,178 万と比べると、約 7.6% の減少となっている。

参考文献

Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff [1991], "Generational Accounts: A Meaningful Alternative to Deficit Accounting," in David Bradford (ed.), *Tax Policy and the Economy* 5, pp.55-110.

- Auerbach, Alan J., Laurence J. Kotlikoff and Willi Leibfritz (eds.) [1999], *Generational Accounting around the World*, The University of Chicago Press.
- Takayama, Noriyuki, Yukinobu Kitamura and Hiroshi Yoshida [1999], "Generational Accounting in Japan," in Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz [1999], pp.447-469.
- 麻生良文・吉田浩[1996]、「世代会計からみた世代別の受益と負担」、『フィナンシャル・レビュー』39、pp.1-31。
- 厚生省（監修）[1999]、『厚生白書（平成11年版）』、ぎょうせい。
- 厚生労働省政策統括官付政策評価官室[2002]、『平成14年 所得再分配調査報告書』。
- 佐藤康仁[2001]、「世代会計のアプローチと日本の財政改革」、『東北学院大学論集（経済学）』148、pp.227-258.
- 吉田浩[1997]、「財政改革への政策科学的アプローチ」、宮川公男（編）『政策科学の新展開』東洋経済新報社、pp.57-81.
- 吉田浩[1998]、「世代会計による日本の政府債務」、『経済研究』49（4）、pp.327-335.
- 吉田浩[2001]、「社会保障の世代間格差」、『季刊家計経済研究』51、pp.30-39.
- 吉田浩[2005]、「世代会計による高齢化と世代間不均衡に関する研究—2000年基準による世代会計推計結果—」、Project on Intergenerational Equity, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, Discussion Paper No.276.

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

分担研究報告書

「福祉国家のリストラクチャリング」と社会的企業

分担研究者 藤井 敦史 東北大学経済学研究科 助教授

研究要旨

グローバリゼーションと少子高齢化による財政的プレッシャーの下、契約文化やアウトソーシングを伴うNPMが進行し、先進国的一般的な傾向として、対人サービスや雇用創出といった領域において、サード・セクター（NPO）への事業委託が増大している。とりわけ、欧洲では、こうした公共サービスの担い手となるサード・セクター組織が「社会的企業」と呼ばれ、政府による促進政策や法的整備が進みつつある。このような欧洲での現象は、日本で昨今見られる事業型NPOやコミュニティ・ビジネスに対する事業委託の増加とも符合しており、今後の日本におけるサード・セクターの発展方向性を考察する際に、そのネガティブな側面も含めて、重要な参考事例となっている。本研究では、こうした欧洲社会的事業の一つとして英国社会的企業を取り上げ、そちらが、どのような制度的基盤の上に成立し、どのようなイノベーションを生み出しているのか考察した。

A. 研究目的

日本では、今日、経営学者を中心に、社会的企業が、企業の社会的責任との連続線上で捉えられると同時に、事業収入中心で、一般市場で自立して継続的に運営していくことのできる組織といったイメージで語られることが多い。しかし、以上のような社会的企業の把握の仕方には幾つか問題があるのではないか。第一に、社会的企業が成立している社会的・制度的基盤が看過され、社会的企業の成立が社会的起業家精神の存在に還元して説明されている。これは、オズボーン等が「ヒーロー的起業家仮説」と呼んで批判する考え方であり、実際の社会的企業は、むしろ、政府による雇用政策や

地域再生政策、パートナーシップ政策、主流経済（mainstream economy）との距離、地域諸集団との関係性といった諸条件を基盤として成り立つものであることに留意する必要がある。第二に、社会的企業を正当化する際に用いられる「イノベーション」という言葉に関してもその内実や源泉は何なのか、依然として不明瞭なままである。

そこで、本調査研究では、こうした日本での社会的企業論の導入状況に対して、英國における社会的企業の実態調査を踏まえつつ、社会的企業の展開が、「福祉国家のリストラクチャリング」（J.Lewis 2004）を前提としたボランタリー・セクターの再編過程と不可分の現象であること、また、社会

的企業のイノベーションの内実は、社会的排除問題と密接に結びついていることを論じたいと思う。

B. 研究方法

本調査では、英国社会的企業14団体を対象とし、CAN (Community Action Network) とSEL (Social Enterprise London) という二つの代表的な社会的企業の中間支援組織をコーディネーターとして、典型的と見なされている社会的企業を選択してヒアリング調査を行なった。また、比較のために、従来型のボランタリー組織やNCVOについてもヒアリングを行なっている。

(倫理面への配慮)

ヒアリング対象者に対しては、ヒアリング調査内容に関して、事前に頻繁な連絡を行い、事後的にもヒアリング調査結果についての見解を報告し、密接なコミュニケーションを図ることで適切な信頼関係を構築することが可能となった。

C. 研究結果

本調査研究から、第一に、英国社会的企業におけるガバナンスのあり方が、組織の基盤・伝統のみならず、組織のライフサイクル、事業領域や受益者（受益者の参加能力や参加意欲）の性格、地域社会との関係性等の諸条件によって、大きく変化するということが理解された。

第二に、英国社会的企業は、財政構成上、政府からの補助金 (SRB (SB))、公営宝くじの収益金、EU からの欧州社会基金等）とともに、政府からの事業受託費がかなり多いということが明らかになった。このことは、

社会的企業が、必ずしも、一般市場からの事業収入のみによって経営される企業を目指しているのではないことを意味している。そして、社会的企業サイドから見た時の事業収入の持つ意義は、むしろ、事業収入を獲得することで、財源ミックスによるサステナビリティを確保し、組織の自立性、並びに自律性を維持していくという点にこそあるように思われた。

D. 考察

以上のような社会的企業における財政構成は、NCVOによれば、近年の英国ボランタリー・セクター、とりわけ大規模チャリティ団体の財政構成とも符合している (NCVO, 2004)。すなわち、ボランタリー組織一般においても、事業収入の割合が伸びてきており、中でも、政府からの事業委託契約の占める部分が大きくなってきているということである。こうしたことから、実際には、社会的企業とボランタリー・セクターを、財政構成上、明確に区分することはできない。むしろ、社会的企業は、ボランタリー組織と連続線上で捉えられるべき存在であり、英国におけるボランタリー・セクターの商業化、政府との委託契約増加というトレンドの中の突出した部分なのだと考えることができるようと思われる。

E. 結論

今回のヒアリング調査で浮かび上がってきた英国社会的企業におけるイノベーションの内実は、単純に社会問題の解決にビジネスの手法を取り入れたといったことではなく、社会的排除という問題状況に対して、包括的なエンパワーメント・プロセスを用

意し、そのために多様な事業や活動を有機的に結びつけながら展開していくという方法にこそ見出せるのではないかだろうか。社会的起業家がイノベーションにおいて重要な役割を果たしているとするなら、恐らく、上記のようなエンパワーメント・プロセスを、地域資源（とりわけ人的資源）を発掘しながら、ソーシャル・キャピタルを構築しつつ、推し進めていく点にあるように思われる。こうした点は、日本の NPO やコミュニティ・ビジネスにとっても、活動を展開する上で、重要なヒントになるのではないかと思われる。

F. 健康危険情報

<該当なし>

G. 研究発表

1. 論文発表

2. 学会発表

藤井敦史、日本協同組合学会にて「『福祉国家のリストラクチャリング』と社会的企业」、山梨学院大、2005. 10. 25

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

2. 実用新案登録

3. その他

<該当なし>

「福祉国家のリストラクチャリング」と社会的企業

藤井 敦史

東北大学大学院経済学研究科

1) 問題設定

今日、社会的企業に関しては、ディーズに代表される社会的起業家を重視したアメリカの社会的企業論とEMESグループに代表される社会的経済・連帶経済論⁶を基盤とした欧洲の社会的企業論の二つの流れがある。日本では、この内、谷本寛治等、経営学者を中心に、前者の社会的起業家を重視した議論が多く見られ⁷、社会的企業が、企業の社会的責任との連続線上で捉えられると同時に、事業収入中心で、一般市場で自立して継続的に運営していくことのできる組織といったイメージで語られることが多い。また、同時に、社会的企業は、社会的起業家個人の自由な発想を基盤とした、極めてイノベーティブな組織だと捉えられてきた。

しかし、以上のような社会的企業の把握の仕方には幾つか問題があるのではないか。第一に、経営学的観点ゆえの問題だと思われるが、社会的企業が成立している社会的・制度的基盤が看過され、社会的企業の成立が社会的起業家精神の存在に還元して説明されている点である。これは、オズボーン等が「ヒーロー的起業家仮説」と呼んで批判する考え方であり、実際の社会的企業は、むしろ、政府による雇用政策や地域再生政策、パートナーシップ政策、加えて、主流経済（mainstream economy）との距離、地域諸集団との関係性といった諸条件を基盤として成り立つものであることに留意する必要がある。第二に、社会的企業を正当化する際に用いられる「イノベーション」という言葉に関しても極めて曖昧な印象を受ける。例えば、社会的企業におけるイノベーションの内実はどのようなものなのか、イノベーションの源泉は何なのか、また、従来からNPOの社会的機能を語る際にもイノベーションという言葉が使われてきたが、それと社会的企業におけるイノベーションはどのように違うのか、そもそも、一部の成功事例（best practice）を越えて、社会的企業が一般的にイノベーティブであると言える根拠はあるのか、以上のような問いは、依然として残されたままである。

そこで、本報告では、こうした日本での社会的企業論の導入状況に対して、英国における社会的企業の実態調査を踏まえつつ、社会的企業の展開が、「福祉国家のリストラクチャリング」（J.Lewis 2004）を前提としたボランタリー・セクターの再編過程と不可分の現象であること、また、社会的企業のイノベーションの内実は、社会的排除問題と密接に結びついていることを論じたいと思う。なお、本調査は、英国社会的企業14団体を

⁶ 社会的経済や連帶経済に関しては、北島 2004 を参照。

⁷ 一方のEMESグループによる社会的企業論の理論的な含意については、紙幅の都合上、ここでは述べない。藤井敦史 2004 を参照。

対象としており、CAN (Community Action Network) と SEL (Social Enterprise London) という二つの代表的な社会的企業の中間支援組織をコーディネーターとして、典型的と見なされている社会的企業を選択してヒアリング調査を行なった。また、比較のために、従来型のボランタリー組織や NCVO についてもヒアリングを行なっている。

2) 英国社会的企業調査の概要

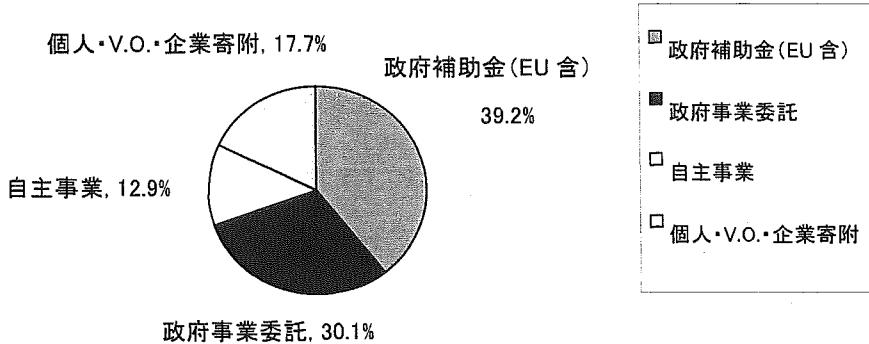
以上のヒアリング調査と事後的に行ったアンケート調査においては、社会的企業の事業活動の内容、ガバナンスの特性（総会での議決権を有するメンバーや理事の構成）、ボランティア参加、財源構成（補助金、事業委託、自主事業収入、寄付）、地域社会との諸関係について調査し、英国社会的企業のガバナンスや資金調達のあり方について検討した。

これらの調査から、第一に、英国社会的企業におけるガバナンスのあり方が、組織の基盤・伝統のみならず、組織のライフサイクル、事業領域や受益者（受益者の参加能力や参加意欲）の性格、地域社会との関係性等の諸条件によって、大きく変化するということが理解された。

例えは、コミュニティ・センターを基盤に、地域再生に関する多様な事業を展開している場合、地域コミュニティを所有構造に巻き込むことが必要であり、地域住民や受益者の参加が重視される。しかし、一方で、ホームレスや麻薬患者等が受益者の場合、少なくとも初発の段階では、地域コミュニティそのものがホームレスや麻薬患者を社会的に排除しているアクターとなっており、しかも、当事者サイドも参加能力や参加意欲を著しく欠如している場合が多い。こういった状況においては、地域社会を巻き込みながら、相互扶助的な要素を軸とした活動展開を行っていくことは難しい。すなわち、当初からマルチ・ステークホルダー・モデルのようなガバナンス構造をとることは困難なのである。

第二に、以下の図表 1 のように、英国社会的企業は、財政構成上、政府からの補助金 (SRB (SB)、公営宝くじの収益金、EU からの欧州社会基金等) と同時に、政府からの事業受託費がかなり多いということが明らかになった。このことは、社会的企業が、必ずしも、一般市場からの事業収入のみによって経営される企業を目指しているのではないことを意味している。そして、社会的企業サイドから見た時の事業収入の持つ意義は、むしろ、事業収入を獲得することで、財源ミックスによるサステイナビリティを確保し、組織の自立性、並びに自律性を維持していくという点にこそあるように思われた。

(図表1) 社会的企業における財政構成の平均



以上のような社会的企業における財政構成は、NCVOによれば、近年の英国ボランタリー・セクター、とりわけ大規模チャリティ団体の財政構成とも符合している(NCVO、2004)。すなわち、ボランタリー組織一般においても、事業収入の割合が伸びてきており、中でも、政府からの事業委託契約の占める部分が大きくなってきてているということである。こうしたことから、実際には、社会的企業とボランタリー・セクターを、財政構成上、明確に区分することはできない。むしろ、社会的企業は、ボランタリー組織と連続線上で捉えられるべき存在であり、英国におけるボランタリー・セクターの商業化、政府との委託契約増加というトレンドの中の突出した部分なのだと考えることができるようと思われる。

3) 英国社会的企業から学べる点は何か

以下では、これまで見てきた社会的企業の実態を踏まえた上で、英国における社会的企業の台頭という事態が、どのように評価できるものなのか、日本のNPOやコミュニティ・ビジネスにとって学ぶべき点があるとするなら、それは何であるのか、若干の考察を加えてみたい。

①英国ボランタリー・セクターの再編過程と社会的企業

今日、N.ジョンソン等が論じているように、先進諸国においては、ボランタリー・セクターの社会サービス供給の担い手としての役割が増しつつあり、同時に、政府との関係においては、委託契約というあり方が広がってきている(Johnson 邦訳 2002)。こうした流れは、J.ルイスによれば、グローバリゼーションと少子高齢化のプレッシャーの下で行われている「福祉国家のリストラクチャリング」と密接に結びついているという(Lewis 2004)。すなわち、一方で、グローバルな市場競争の圧力が高まる中で、労働市場活性化が福祉国家の重要な政策アジェンダとして浮上し、他方で、少子高齢化によ

り財政上の危機が生じるという予測は、経費削減や合理化のために、公共サービスに市場原理を導入するニュー・パブリック・マネジメント（NPM）を普及させ、行政組織において契約文化を浸透させてきた。このような福祉国家のリストラクチャリングにおいて、ボランタリー・セクターには、契約文化の下でのサービス供給と雇用創出の役割が政策的に期待されるようになってきたのだと言えるだろう。

そして、英国の社会的企業に関しても、マクロ的には、ブレア政権下の第三の道路線やベスト・バリューを軸としたNPM的な政策背景の中で成立してきており、以上のような福祉国家のリストラクチャリングを起点としたボランタリー・セクターの再編過程と密接に結びついている。そもそも、前述のように、社会的企業の財政構成は、ボランタリー組織、とりわけ大規模なボランタリー組織の財政構成と明確に区分することはできず、社会的企業は、英国におけるボランタリー・セクターの商業化、政府との委託契約増加というトレンドの中の相対的に突出した部分なのだと考えられる。

しかし、こうした英国におけるボランタリー・セクター総体の再編過程を、我々は、どのように評価すべきなのだろうか。ボランタリー・セクターにおける政府との委託契約の増大は、従来、ボランタリー組織サイドの独立性の危機を招き、アドボカシーを含む市民社会組織としての役割やイノベーションの可能性を低下させるものとして批判されてきた。確かに、英国では、こうした「契約文化」を是正するために、ディーキン報告を中心としたコンパクト（ローカル・コンパクト）や地域戦略パートナーシップ等に代表される、新しいパートナーシップの仕組みが数多く打ち出されてきた。これらは、少なくとも、理念的なレベルでは大きな前進と言えるかもしれないが、果たして、従来の契約文化をどのように変更したのかという点では、評価が定まっているとは言えないように思われる。今後、ローカル・コンパクトが地方自治体で普及していく中で、契約文化を変えていく具体的な動きが、どのような形で現われ得るのか、慎重に見極めていく必要があるだろう。

②社会的企業におけるイノベーションの内実と社会的排除

一方、現場の社会的企業から、日本のNPOやコミュニティ・ビジネスが具体的に学ぶことのできる点があるとすれば、それは、どのようなことなのだろうか。この点に関して、社会的企業の重要性を説明する際、前述のように、頻繁に言及されるのが「イノベーション」という言葉である。けれども、イノベーションの強調に関しては、一方で、懐疑的な議論も見受けられる。例えば、SELは、社会的企業の事業コンセプトは、まったく新しいアイデアというより、むしろ模倣が多く見受けられると論じているし（SEL 2001）、S.オズボーンは、社会的起業家をもてはやす論調を「ヒーロー的起業家仮説」として否定し、むしろ、イノベーションの条件として外的な制度的要因の重要性を指摘してきた（Osborne 1998）。そもそも、社会的企業が主として取り組んでいる対人サービス、就労支援、地域再生といった事業領域では、受益者を、購買能力を持った、合理的な選択を行う消費者として想定しにくく、市場の失敗が非常に強く働いている。そうし

た領域において、市場競争からイノベーションの可能性を演繹することには、そもそも無理がある。したがって、我々が社会的企業におけるイノベーションの内実やその条件について検討する際には、それを端的に社会的起業家の存在や市場競争への参入に還元して説明するのではなく、現場の社会的企業が、いかなる社会問題に対峙にしながら、どのような新しい問題解決の方法を生み出しているのかを具体的に考察していく必要があるだろう。

このように考えた時、社会的企業が解決しようとしている問題の多くが、社会的排除と呼ばれる現象であることは重要なポイントだと言えるのではないだろうか。この際、社会的排除とは、何らかの全く新しい社会問題の発生を意味するのではなく、むしろ社会問題に対するある種の認識論的な転換を含意している。すなわち、貧困問題が、従来、所得や財産の寡少といったレベルで捉えられてきたのに対して、社会的排除とは、社会生活への参加機会の欠如（例えば、労働市場に参入できない、適切な学校教育を受けることができない、良質な住宅に入ることができないといったこと）に焦点を当てた概念である。そして、それと同時に、社会的排除は、多様な問題が複合的に結びつき、連鎖しながら人々を社会的に孤立させていくプロセスとして捉えられてきた。例えば、M. テイラーは、サッチャー政権時の住宅政策によって、「もっとも脆弱な人々の貯蔵所」と化してしまった公営住宅（social housing）地域の例を挙げながら、貧困、失業、住宅問題、公共サービスや商店の撤退、犯罪や反社会的な対抗文化の発生、コミュニティの解体といった様々な社会問題が連鎖的かつ重層的に進行していくプロセスを描き出しているが（Taylor 2003）、こうした悪循環のプロセスこそが、社会的排除そのものであり、しかも、このプロセスは、単純に貧困から派生するのではなく、エスニシティやジェンダー問題などとも密接に絡み合いながら進行していくのである。我々は、社会的企業が、以上のような社会的排除と呼ばれる問題状況の中で成立してきていること、かつ、そこでは、問題そのものが極めて複合的に結びついているということに留意する必要がある。それでは、こうした社会的排除問題に対して、社会的企業は、どのような対応の仕方をしているのだろうか。

③包括的なエンパワーメント・プロセスを通しての自立支援や地域再生

上記の説明からもわかるように、社会的に排除された人々は、失業問題のみならず、教育、居住、健康その他、多様な問題を抱えている場合が多い。したがって、社会的企業が、単純に、彼等を何らかの事業プロセスに巻き込んで経済的エンパワーメントを図るだけでは限界がある。むしろ、宮本太郎が、社会的包摂への多様なアプローチとして述べているように、労働市場への挿入を図る場合であっても、単なる雇用創出や職業訓練だけでなく、それを可能にするための条件形成（育児サービスや介護サービス）や基盤となるソーシャル・スキル（社会関係を構築していくコミュニケーション能力や基本的な労働習慣）の形成に関わる様々な活動が必要となる（宮本 2003）。

例えば、カレイドスコープ・プロジェクトでは、メタドンという代用麻薬を用いたケ

アを中心にして、麻薬中毒患者の自立支援を行っているが、ここでは、医療や保健サービスの提供のみならず、ホリスティック・アプローチとして、ホステル、食事、文化・趣味サークル、職業訓練を含む学習機会や就業機会の提供が、包括的に行われてきた。こうした多様なサービスの提供を通して、家族や地域社会との関係が断絶してしまい、危険人物として差別や嫌悪の対象となっている麻薬中毒患者達が、安心できる居場所をまず作り出し、社会関係を再構築できるように働きかけ、徐々に自立への途を歩んでいくようなサポートが行われているのである。このような包括的なエンパワーメント・プロセスは、行政の縦割り的な対応では、多くの場合、困難であり、実際、NHSによる麻薬中毒患者に対する治療では、辛いリハビリだけが提供されることで、あまり良い成果を挙げていないという。また、同様に、ブロムリー・バイ・ボーセンターにおいても、地域再生に向けて、毎週 100 を超える多様な事業や活動が展開されているが、ここでも、地域再生は、単純に経済開発の問題として捉えられているのではない。すなわち、経済的な地域再生を目指して、ソーシャル・ビジネスを多数立ち上げ、雇用の場を生み出していくためにも、その基盤として、健康なコミュニティ (*healthy community*)、並びに、学習するコミュニティ (*learning community*) が形成されていることがきわめて重要だということが指摘されている。具体的に言えば、ブロムリー・バイ・ボーセンターでは、カフェや園芸事業等、多数のソーシャル・ビジネスが生まれ事業展開を行っているが、こうした小規模事業が成立している基盤には、多数の職業訓練プログラムや保育所事業を含む多様な保健活動が存在しており、就業のための能力形成や条件形成の役割を果たしているのである。

以上、幾つかの団体について触れながら説明してきたように、社会的企業の対峙している社会的排除問題では、実に多様な問題が複合的に絡み合っており、そこで人々の自立支援や地域再生を行っていくためには、包括的なエンパワーメント・プロセスを用意する必要がある。今回の調査で我々がヒアリングした多くの社会的企業が、通常、複数の事業や活動を展開させていることも、単に、資金的な内部補助といったことだけでなく、上述のような包括的なエンパワーメント・プロセスを反映していると言えるだろう。また、社会的企業では、複数の事業や活動が、有機的に結び付けられながら、しかも、地域社会の様々なアクターを巻き込みつつ展開している点が興味深い。例えば、ブロムリー・バイ・ボーセンターによる公園整備事業では、単に物理的に公園整備を行うのではなく、地域住民を巻き込んで実施することで、地域コミュニティの公園に対するオーナーシップ意識を醸成させ、また、公園整備の過程で職業訓練も行い、グリーン・ドリームス (Green Dreams) というソーシャル・ビジネスの起業へと結び付けている。このような事業間の有機的な展開は、ブロムリー・バイ・ボーセンターでは「統合 (integration)」と呼ばれており、このようなある種のシナジーの形成によって社会的企業による事業に付加価値が発生しているように思われる。

したがって、今回のヒアリング調査で浮かび上がってきた英国社会的企業におけるイ

ノベーションの内実は、単純に社会問題の解決にビジネスの手法を取り入れたといったことではなく、社会的排除という問題状況に対して、包括的なエンパワーメント・プロセスを用意し、そのために多様な事業や活動を有機的に結びつけながら展開していくという方法にこそ見出せるのではないかだろうか。社会的起業家がイノベーションにおいて重要な役割を果たしているとするなら、恐らく、上記のようなエンパワーメント・プロセスを、地域資源（とりわけ人的資源）を発掘しながら、ソーシャル・キャピタルを構築しつつ、推し進めていく点にあるようと思われる。こうした点は、日本の NPO やコミュニティ・ビジネスにとっても、活動を展開する上で、重要なヒントになるのではないかと思われる。

<主要参考文献>

- Lewis,J. 2004 “The state and the third sector in modern welfare states: independence, instrumentality, partnership” , A.Evers and J.L. Laville (eds.)*The Third Sector in Europe, Globalization and Welfare*, Edward Elgar,pp.169-187.
- Taylor, M. 2003 *Public Policy in the Community*, Palgrave.
- 藤井敦史 2004「NPO 論を超えて—社会的企業論の可能性—」、『都市問題』第 95 卷第 8 号、49-68 頁。